

茨城県立多賀高等学校 「部活動に係る活動方針」

平成30年3月にスポーツ庁が公表した「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」に則り、5月に県教育委員会から「茨城県運動部活動の運営方針」が通知された。本校は、これらに基づき、学業に勤しむために心身の修養にも努めようとする校是「文武不岐」を体現する人財の育成を推進するため、基本的事項として本方針を定めるものである。

■ 1 基本的な考え

- (1) 部活動は、学校教育の一環として、人間形成や、文化・芸術・スポーツに親しむ生活の基盤づくりにとって極めて有意義な活動であることから、学校経営計画の下、適切に実施する。
- (2) ただし、生徒が自主的・自発的に参加する活動としての趣旨に沿うよう、生徒のニーズに応じた活動の種類や資質・能力に応じた活動目標、内容、時間の設定に努める。
- (3) その際、生徒のバランスのとれた生活と成長及び顧問の指導に係る業務の適正化に十分配慮することにより、学校全体の教育活動として持続できるよう、適切な在り方を検討し運営する。

■ 2 合理的な活動計画の作成と可視化

- (1) 医・科学の知見に基づき、休養日や活動内容を含め、計画的で安全な活動とする。
- (2) 生徒及び顧問の負担が過度にならないよう、短い時間での効率的・効果的な活動とする。
- (3) 部顧問は、本方針に基づき、年間の活動計画（平日及び休日における活動日、休養日、参加予定大会等）、並びに毎月の活動計画及び活動実績（活動日時・場所、休養日、大会参加日等）を作成し、校長に提出する。
- (4) 校長は、本方針及び各部の活動計画を学校のホームページ等への掲載により公表する。

■ 3 活動計画における時間の設定等

- (1) 休養日の設定
 - ア 学期中は、週当たり1日以上を休養日とする。
なお、休養日とした休業日に大会参加等で活動した場合は、休養日を他の日に振り替える。
 - イ 定期考査前の1週間及び考査期間中については、学校全体として部活動休養期間とする。
ただし、校長は、全国高等学校体育大会及び全国高等学校選抜大会、全国高等学校野球選手権大会及び関東地区高等学校野球大会等のいずれも予選を含む参加大会が考査1週間前から2週間後の間にある場合、一部の活動を認めることができる。
 - ウ 長期休業中に、学校閉庁日を含む長期の休養期間（オフシーズン）を設ける。
- (2) 活動時間
 - ア 1日の活動時間は、学期中・長期休業中を問わず、平日は2時間程度、休業日は4時間程度とする。自主練習もこれらの時間に含む。
 - イ ただし、校長は、国体強化指定選手等が在籍している場合、全国・関東大会への出場が決まっている場合等において、活動時間の延長を認めることができる。
1の基本的な考えがそれぞれ図られるかについて個別に十分考慮した上で判断する。
 - ウ なお、朝の活動は原則として行わないこととするが、必要である場合には、1日の活動時間の中で、疲労の回復状況や学業への影響に十分配慮したメニューで行うこととする。
- (3) 学校単位で参加する大会等の見直し
校長は、市町村等の主催するものを含めた大会への参加回数を精査する。
- (4) 熱中症予防
 - ア 気象庁の高温注意情報が発せられた場合には、屋外の活動を原則として行わない。
 - イ 実施が可能と判断して活動する際には、十分な健康観察に基づき、長時間のランニングや激しい運動を避け、こまめな水分・塩分の補給や休息の確保等生徒の健康管理を徹底する。
 - ウ 万が一、熱中症の疑いが見られた場合には、早期の水分・塩分の補給、体温の冷却、病院への搬送等、迅速かつ適切に対応する。